

2026年6月

お客さま各位

大阪シティ信用金庫

輸入信用状への「制裁関連条項」挿入のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび当金庫は、国際的な経済制裁関連法令・規制への対応をより明確化するため、当金庫取り扱いの輸入信用状（L/C）は原則として、「制裁関連条項」（Sanctions Clause）を挿入しますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 挿入の目的

- 本邦の「外国為替及び外国貿易法（外為法）」や、米国の「OFAC規制」等、当金庫/委託先金融機関^(注記1) および信用状取引に關与する「コルレスポンデント銀行（コルレス銀行）」が遵守すべき経済制裁関連法令・規制に基づく実務対応を、信用状条件上も明確にすることを目的としています。
- 具体的には、経済制裁関連法令・規制の遵守のために必要となる対応（例：呈示された輸入関連書類の受領拒否、信用状に基づく支払の拒否等）に関する当金庫/委託先金融機関の取り扱いを定めるものです。

2. 「制裁関連条項」（Sanctions Clause）について

- 本条項は、輸入信用状の「47A ADDITIONAL CONDITIONS（追加条件）」に挿入いたします。
- 挿入文言は以下のとおりです。趣旨は、当金庫/委託先金融機関は、適用ある経済制裁関連法令・規制を遵守することを優先し、これにより生じる損害等の賠償責任を負わないことを内容としています。

Notwithstanding anything to the contrary in the applicable ICC Rules or in this undertaking, we disclaim liability for any delay, non-return of documents, refusal to honor the presentation, non-payment, or other action or inaction compelled by, or which we or our correspondent banks reasonably believe to be compelled by, restrictive measures, counter-measures or sanctions laws or regulations mandatorily applicable to us or to our correspondent banks in the relevant transaction.

(参考和訳)

適用ある ICC (国際商業会議所) 規則または本約定における異なる定めにかかわらず、当金庫/委託先金融機関は、関連する取引について当金庫/委託先金融機関または委託先金融機関のコルレス銀行に強制的に適用される、またはそのように合理的に判断する制限措置、対抗措置または制裁に関する法令・規制に起因する、遅延、書類の不返却、呈示に対する支払等の履行拒絶、不払、その他の行為または不作為について、いかなる責任も負いません。

3. お客さまへのお願い

経済制裁関連法令・規制に抵触する取引でないことを確認するため、「貨物輸送の従事者・輸送経路・原産地・最終需要者等に関する情報や資料」のご提出をお願いする場合がございます。

(なお、当金庫/委託先金融機関にて、経済制裁関連法令・規制に抵触する取引ではないことが確認できない場合は、信用状に基づく支払をお断りする場合がございます。)

4. お問い合わせ

本件に関するご不明点は、以下のお問い合わせ先までご連絡ください。

<注記・免責>

1. 委託先金融機関とは、当金庫がお客さまのご依頼に基づき、輸入信用状の発行を委託する金融機関をいいます。
2. 本お知らせはご案内資料であり、実際の権利義務関係については信用状本文の記載が優先されます。
3. 各国の経済制裁関連法令・規制は、関係当局の方針等により、予告なく変更される場合があります。

以 上

【お問い合わせ先】

大阪シティ信用金庫 国際部

電話番号：06-6201-2430 受付時間：午前9時～午後5時（平日）